

住宅や店舗に、地域材を活用してみませんか？

# 新城市一般住宅等 地域材利用補助金

新城市内において、自身が使用する住宅や店舗等を、  
地域材を使用して新築や改修を行った場合に補助金を交付します。

この補助金における地域材とは・・・

東三河地域8市町村の山林で産出された木材です。

対象となる方 ①建築主・・・新築の建築主、改修の発注者

②工務店等・・・新築や改修を行う市内の工務店等

補助金額 ①建築主 : 最大 **30万円**

②工務店等 : 最大 **10万円**



**このような方はぜひご検討ください**



新城市に移住するにあたって、地域の木材を使用した家を建てたい



自宅をリフォームするのに、内装に地域の木材を使ってみたい



ウッドデッキが傷んできたので、取替をしたい

詳しくは裏面をご確認ください。また不明な点は下記までお問い合わせください。

新城市産業振興部 森林課

電話番号 : 0536-22-9935

E-mail : ringyou@city.shinshiro.lg.jp

### 対象となる主な条件(申請者)

- ・建築主と工務店等の間に、建築工事に係る請負契約が予定されていること
- ・原則、建築主と工務店等の双方が補助金の申請を行うこと
- ・申請者が市税等を滞納していないこと
- ・申請者が暴力団員と関係がある者でないこと

### 対象となる主な条件(建築物)

- ・新都市内における住宅や店舗等の新築または増改築（リフォームを含む）であること
- ・建築主自身が所有予定であり、居住又は営業を予定している（改修の場合は引き続き所有及び居住又は営業している）建築物であること
- ・原則、申請しようとする年度及び過去5年度の間にこの補助金の申請を行っていない建物であること
- ・地域材を使用する部分の工事が、申請した年度の2月末までに完了すること
- ・地域材を、下記の箇所に一定数量以上使用しており、地域材と証明できること

#### 主要構造材(使用材積1m<sup>3</sup>以上)

土台、棟、梁、桁、柱など、建築物の骨組み部分に使用する木材で、要綱に規定されているもの

#### 内外装材(使用面積5m<sup>2</sup>以上)

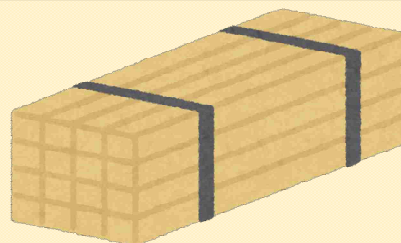
床、天井などの内装や、外壁、ベランダ、ウッドデッキなど外装に使用する木材  
※板塀など建物から独立しているものは除く

### 補助単価

#### 建築主

※合計上限30万円

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 主要構造材 | 30,000 円／立方メートル |
| 内外装材  | 3,000 円／平方メートル  |



#### 工務店等

※合計上限10万円

|       | 通常の単価          | 加算額※           |
|-------|----------------|----------------|
| 主要構造材 | 5,000 円／立方メートル | 5,000 円／立方メートル |
| 内装材   | 1,000 円／平方メートル | 1,000 円／平方メートル |

※市内の製材所等から地域材を仕入れた場合、加算されます。

### 注意事項

- ・DIYとして、自身でリフォームを行うものは対象外です。
- ・予算に限りがありますので、満額の補助とならない場合や、補助が受けられない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・申請にあたっては、「新都市一般住宅等地域材利用補助金交付要綱」を十分ご確認ください。え、工務店等とも相談してください。